配当公告

札幌市西区発寒一五条一丁目二番七号
破産者　シャルム株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第一五三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三九〇、二七三、六三六円

一、配当をすることができる金額
金六、九三七、七二〇円

平成二十五年六月二十八日
札幌市中央区南一条西一二丁目新永ビル六階
破産管財人　弁護士　開本　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区南九条西一六丁目一四〇〇番地、最後の住所札幌市白石区平和通二丁目南六番二六―八〇三号
被相続人　亡　髙橋　敏光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
事務所札幌市中央区北二条西九丁目一
ウォールアネックス三階　弁護士法人土屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市南町四丁目五番、最後の住所埼玉県所沢市中新井二丁目八三番地の一メゾンヴェール二〇二　被相続人　亡　國分　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
埼玉県所沢市くすのき台三丁目一―一三
烏山ビル二階　埼玉所沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前三丁目三三番地、最後の住所鹿児島県奄美市住用町大字山間五九三番地三　被相続人　亡　瀧田　耕造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
事務所東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号有楽町ビル一一階一一二〇区
相続財産管理人　弁護士　三宅　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市早川四五二番地、最後の住所神奈川県小田原市蓮正寺五二八番地
市営螢田住宅一二号棟三四〇号
被相続人　亡　本橋　ユミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一七番一三号　井上ビル六階
相続財産管理人　弁護士　仙波　史生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市中下条二〇三六番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町飯喰一九一番地
被相続人　亡　増田　公平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区中山手通七丁目一一七番地
一、最後の住所神戸市兵庫区五宮町一五番一号
被相続人　亡　宮地　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡上富田町岩田一〇四五番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡上富田町岩田一〇四六番地　被相続人　亡　長谷川直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
事務所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来五七六番地の一
相続財産管理人　司法書士　稲垣　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市慶賀野四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　城野　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
和歌山県橋本市橋谷七四〇番地
相続財産管理人　司法書士　和田　佳人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市小川町東小川四三一番地二、最後の住所熊本県宇城市小川町小川四七番地　被相続人　亡　岩見　尊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十八日
事務所熊本県熊本市中央区京町一丁目一一―二二―一〇一
相続財産管理人　司法書士　内原　中

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年6月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社鈴木測量事務所　②東京都知事5/72479　③代表取締役　鈴木政宏　④東京都西東京市中町二丁目4番9号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都西東京市中町二丁目4番9号　有限会社鈴木測量事務所　代表取締役　鈴木政宏

①株式会社ラテール・エンタプライズ　②東京都知事2/82029　③代表取締役　大久保泉　④東京都千代田区神田鍛冶町三丁目2番地4　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田鍛冶町三丁目2番地4　株式会社ラテール・エンタプライズ　代表取締役　大久保泉

①若林不動産　②愛知県知事(6)15680　③若林道雄　④愛知県豊田市若林東町上外根63番地36　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊田市若林東町上外根63番地36　若林不動産　若林道雄